

白井市キャラクター「なし坊」「かおり」着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、白井市キャラクター「なし坊」「かおり」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関して必要な事項を定める。

(使用申請)

第2条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、白井市キャラクター「なし坊」「かおり」着ぐるみ借受申請書（第1号様式）に必要事項を記入の上、使用予定行事の概要がわかる資料を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の申請は、借受しようとする日の3月前から借受しようとする日の5日前まで（申請しようとする日が閉庁日の場合は翌開庁日とする）に行わなければならない。ただし、特別の事由がある場合はこの限りではない。

(貸出承認等)

第3条 市長は、前条第1項の申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認する。

- (1) 行事の内容や使用場所等から着ぐるみを著しく破損・汚損するおそれがあるとき
- (2) 法令及び公序良俗に反する、または反するおそれがあるとき
- (3) 政治、思想もしくは宗教活動に使用、または使用するおそれがあるとき
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、または使用するおそれがあるとき
- (5) 市の品位を傷つける、または傷つけるおそれがあるとき
- (6) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されない、または使用されないおそれがあるとき
- (7) キャラクターのイメージを損なう、または損なうおそれがあるとき
- (8) 個人・団体のマスコットとして使用するとき、または使用するおそれがあるとき
- (9) 市の事業に支障を及ぼす、または及ぼすおそれがあるとき
- (10) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な行事内容と認められないとき
- (11) その他市長が不適切であると認めるとき

2 前項の規定に関わらず、借受希望者が借受しようとする日に既に次項の使用の承認を受けている者がある場合は、着ぐるみの貸出を承認しない。

3 市長は着ぐるみの使用を承認する場合、着ぐるみ貸出承認通知書（第2号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

4 市長は、承認に際し、条件を付することができる。

5 市長は、着ぐるみの使用を承認しない場合、着ぐるみ使用不承認通知書（第3号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

6 市長は、着ぐるみの貸出承認を受けた者（以下「借受者」という。）が第8条に規定する事項を遵守しなかったとき、または遵守しないおそれがあるときは貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出を承認しない。この場合、借受者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

7 市長は、第3項に規定する貸出承認の通知をした後であっても、やむを得ない事情があると認めるときは、貸出の承認を取り消すことができる。

8 市長は、着ぐるみの貸出承認を取り消した場合、着ぐるみ使用取消通知書（第4号様式）により、借受者に通知するものとする。

（貸出期間）

第4条 貸出期間は、貸出しの日から返却の日を含め原則5日以内とする。ただし、市長が必要と認められた場合は延長することができる。

（貸出料）

第5条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、借受者の負担とする。

（原状回復）

第6条 貸出期間中の着ぐるみの汚損は、すべて借受者の責任と負担により、修復またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第7条 借受者が着ぐるみを亡失した場合、または着ぐるみの修補が困難な場合は、現品または相当の対価をもって賠償しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第8条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 貸出承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- （2） 貸出承認を他に譲渡し、または転貸しないこと。
- （3） 借り受けに伴う搬出及び搬入は、直接借受者が行うこと。
- （4） 着ぐるみ使用マニュアルに基づき、正しく使用すること。

（責任の制限）

第9条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、市は一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合でも、市は一切その責めを負わない。

附則

この要領は、平成26年4月14日から施行する。

第1号様式（第2条第1項）

年 月 日

白井市長

申請者：住所
団体名
氏名（代表者名）

着ぐるみ借受申請書

白井市キャラクター「なし坊」「かおり」の着ぐるみを次のとおり借り受けたいので、申請します。

記

イベント等開催日時	年 月 日から 年 月 日
イベント名等	
イベント概要	※以下に記入のほか企画書、チラシ等も添付してください。
開催場所	
着ぐるみの種類	なし坊 ・ かおり ※○を付してください
着ぐるみ使用方法	
借受期間	年 月 日から 年 月 日
担当者連絡先	TEL ()

※次の欄は記入しないでください

	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員	受付
決裁欄					

第2号様式（第3条第3項）

年 月 日

白井市キャラクター「なし坊」「かおり」着ぐるみ貸出承認書

様

白井市長

年 月 日付けで申請のあった着ぐるみの貸出しについては、下記
遵守事項を守って使用することを条件に承認します。

記

遵守事項

- 承認されたイベントにのみ使用すること。
- 貸出期間を遵守すること。
- 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- 着ぐるみの使用については、着ぐるみ使用マニュアルに基づき、正しく使用すること。
- 使用条件を示された場合は、その条件を遵守すること。

イベント名	
貸出日	年 月 日（ ）
返却日	年 月 日（ ）
使用条件	

第3号様式（第3条第5項）

年 月 日

白井市キャラクター「なし坊」「かおり」着ぐるみ貸出不承認書

様

白井市長

年 月 日付けで申請のあった着ぐるみの貸出しについては、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

1 不承認の理由

第4号様式（第3条第8項）

年 月 日

白井市キャラクター「なし坊」「かおり」着ぐるみ貸出取消通知書

様

白井市長

年 月 日付で貸出しを承認した着ぐるみについては、下記の理由により貸出しの承認を取り消します。

記

1 取消理由